

気象に関する警報の発表等の場合における休講措置の基準について

平成26年 2月24日 (全学) 教務委員会申合せ
平成26年11月17日 (全学) 教務委員会一部改正

全ての学部及び研究科の開講科目並びに全学共通教育の開講科目に関して、特別警報及び気象警報の発表等の場合における休講の措置は、次の基準による。

なお、休講の措置については、掲示及びホームページへの掲載等により周知する。

1. 特別警報の発表による場合

各キャンパスの所在する地域に特別警報の発表があった場合は、当該キャンパスの全ての授業を直ちに中止する。

2. 気象警報の発表による場合

(1) 昼間の授業について

指定する地域に、大雨、洪水、暴風又は大雪の警報が、午前6時30分に発表されている場合は休講とする。午前6時30分以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業を休講とする。

ただし、午前10時30分の時点で警報が解除されている場合で、かつ、それ以降に発表されないときは、午後1時以降に開始される授業を実施する。

(2) 夜間の授業（午後6時以降に開始する授業）について

指定する地域に、大雨、洪水、暴風又は大雪の警報が、午後3時に発表されている場合は休講とする。午後3時以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業を休講とする。

(3) 前2号の指定する地域を次のとおり定める。

幸町キャンパス及び林町キャンパスは高松市とし、医学部キャンパス及び農学部キャンパスは、高松市又は三木町とする。

なお、居住地の気象状況又は交通機関の運休等により、登校できなかった学生については、補講等により個別に対応するものとする。

(4) 教育実習、臨床実習、臨地実習及びフィールドワーク科目等の授業で前各号によりがたい場合は、その都度、その授業を開講する部局の長が判断し措置する。

3. その他非常時の場合

学部、研究科及び全学共通教育の開講科目については、学部長等が判断し措置する。

附 則

- 1 この申合せは、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この申合せの施行により、気象警報の発令等の場合における休講措置の基準について（平成22年1月6日制定）は、廃止する。
- 3 この申合せは、平成27年1月1日から施行する。